

Japan Corporate / M&A Newsletter

金融商品取引法の平成20年改正（課徴金制度）とM&A

本年12月12日に施行された改正後の金融商品取引法（「本改正」）では、課徴金制度の見直しが行われ、公開買付けの不実施や大量保有報告書類の提出義務違反等が新たに課徴金の対象になるとともに、インサイダー取引等の課徴金の金額が引き上げられた。上場会社等の株券等の取引などを行う場合には、関係法令の違反事由が生じないよう、より一層の法令遵守体制の整備が必要となろう。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の瀧澤信也弁護士（shinya.takizawa@amt-law.com）までご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本改正の内容は多岐に渡るが、M&Aに対する影響という観点からは、課徴金制度に関する改正が重要である。課徴金制度に関する本改正では、公正・透明な市場の構築を目的に金額及び対象範囲について大幅な見直しが行われ、従来から対象とされていた①発行開示書類の虚偽記載、②継続開示書類の虚偽記載、③インサイダー取引、④風説の流布、及び⑤現実売買による相場操縦、に対する課徴金の金額が引き上げられるとともに、⑦発行開示書類の不提出、⑧継続開示書類の不提出、⑨公開買付関連書類の虚偽記載及び不提出、⑩大量保有報告関連書類の虚偽記載及び不提出、⑪仮装・馴合売買による相場操縦、並びに⑫違法な安定操作取引が新たに課徴金の対象とされた。

上記改正のうち、実務的に影響が大きいと思われる改正は大量保有報告書及び変更報告書（「大量保有報告関連書類」）の不提出が課徴金の対象に追加される点である。金融商品取引法上、株券等保有割合が5%超となった場合、又はその後、株券等保有割合が1%以上増減した場合などには、それぞれ大量保有報告書又は変更報告書を原則として5日以内にEDINETを通じて提出することが義務付けられているが、本改正後、提出期限内に大量保有報告関連書類を提出しない者には、提出期限の翌日における当該大量保有報告関連書類に係る発行会社の時価総額の10万分の1の課徴金が課される。金融商品取引法においては、違反事由が存在する場合、金融庁長官は課徴金納付命令を発することが義務付けられており、違反について対象者の故意・過失も不要である。そのため、過失なく提出を1日遅延したような軽微な違反と思われるケースでも、課徴金納付命令が発せられる可能性は否定できない。上場会社の株券等を5%超保有する可能性がある会社等は、共同保有者の把握を含め、株券等保有状況を的確にチェックし、随時、大量保有報告関連書類を提出できる体制を確立しておくことがこれまで以上に重要になる。

公開買付規制との関係では、公開買付けによるべき買付け等について公開買付開始公告を実施しなかった場合、買付価額の25%の課徴金が課される。この場合の課徴金の金額は極めて多額になり得ることから、上場会社等の株券等を取得するに際しては、「公開買付け」の必要性について、より一層留意する必要がある。また、インサイダー取引規制との関係では、従来は重要事実公表日の翌日の価格と売買価格の差額を基準に算定されていたが、本改正後は重要事実公表後2週間の期間における最高値（買付けの場合）又は最低値（売付けの場合）と売買価格の差額を基準に算定される。上記改正により、過去のケースに当てはめると、課徴金の金額は概ね従来の2倍程度になるとされており、摘発件数が増加傾向にあることも踏まえると、インサイダー取引防止体制の整備がより重要となる。

一方、本改正においては課徴金の加算・減算の制度が新たに導入される。課徴金の加算制度は、過去5年以内に課徴金を受けたことがある者が再び違反行為をした場合に、課徴金の金額を1.5倍とするものである。これに対し、課徴金の減算制度は、①発行開示書類又は継続開示書類の虚偽記載の場合、②大量保有報告関連書類の不提出の場合、及び③自己株式買付けに係るインサイダー取引につき、当局による報告徴求又は検査前に自己申告した場合、申告された違反行為のうち最終のものに係る課徴金の金額を半額とするものである。

以上の課徴金制度の見直しを踏まえ、上場会社等の株券等の取引などを行う場合には、関係法令の違反事由が生じないように、より一層の法令遵守体制の整備が必要となろう。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邊剛、江崎滋恒、近藤純一、小舘浩樹、檀柔正、山神理、十市崇

〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.andersonmoritomotsune.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ctg-newsletter@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2008